

## 第 30 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 25 年 12 月 20 日 (金) 13:30~16:00

2. 開催場所 日本電気協会 4 階 A 会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 岩崎主査(関西電力), 井上副主査 (東京電力), 山本 (日本原子力研究開発機構), 山田 (北陸電力), 武蔵 (北海道電力) 畠埜 (九州電力) (計 6 名)

代理委員: 岩本 (中国電力・神田代理), 打越(四国電力・青野代理), 門馬 (東北電力・工藤代理), 高橋 (中部電力・伊藤代理) (計 4 名)

常時参加者: 高井(原子力安全推進協会), 宮木 (原子力安全基盤機構) (計 2 名)

オブザーバ: (計 0 名)

事務局: 大滝, 芝 (日本電気協会) (計 1 名)

### 4. 配付資料

資料 30-1 第 29 回緊急時対策指針検討会議事録(案)

資料 30-2-1 JEAG4102 指針改定前後比較表

資料 30-2-2 JEAG4102 指針改定議論用資料

資料 30-3-1 EAL の設定方法 (案)

資料 30-3-2 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準 EAL マトリックス表

資料 30-3-3 原子力事業者が検討した標準的な EAL (暫定版)

資料 30-4 福島第一事故関係報告書の緊急時計画, 教育訓練関係抜粋

参考資料-1 緊急時対策指針検討会名簿

#### (1) 定足数確認等

主査による代理出席者 4 名及び常時参加者 1 名 (宮木) の承認後, 事務局より, 出席委員が代理出席者 4 名を含め, 委員総数 11 名中 10 名出席で会議招集の定足数 (委員総数の 2/3 の 7 名) を満たしているとの報告があった。

主査より, 井上委員を副主査として指名された。

#### (2) 前回議事録の確認

事務局より, 資料 30-1 に基づき, 前回議事録案について説明があった。案通りで了承された。

#### (3) 緊急時対策指針 (JEAG4102) の改定について

主査より, 資料 30-2-2 (議論用) に基づき, 6 月の原子力規格委員会報告からの修正箇所について資料 30-2-1 (比較表) で説明があった。本議論内容は国と相談することとなった。次回分科会(2/3), 規制委員会に最終上程は難しいので, 中間報告の位置づけで報告する方向で検討することとなった。

(主な質疑, コメント)

○議論 1 (用語)

・災害対策指針と原災法とで名称が変わっているので、名称については国の防災課に確認しどちらを採用するかを決める。

○議論 2 (深層防護について)

・JEAG は本来、事業者の防災業務計画を規定しているのであれば、完全に 5 層だけではだめではないか。4 層以下を補完するものは他に規定されているのか。

→保安規定と防災業務計画の接点が、4 層 (保安規定) と 5 層 (防災業務規程) を分けるものとする。

・防災業務計画と保安規定で明確に分けられているのか

→分けられていると考える。(独立している)

・防災業務計画の 3 章で炉規法と電事法の区別をされているが、3 層で 4 層も言及しているのでは。EAL を導入する上で、その様な仕分け (JEAG が 5 層だけに限定) ができるのか。前段否定の独立性と書かれているが (3 層 4 層を記載しても) 共倒れにならないと思う。民間規格として、3 層 4 層を記載しているものはあるのか。

→規格類協議会の場で、民間規格としてどのような規格を作るのかは議論している。

・SAM 実施基準とのすり合わせ (テリトリ) を行っているのか。(5 層までカバーしている。) SAM 実施基準と JEAG の調整はできているのか。

→SAM は AMG に反映することと考える、

・JEAG (防災業務計画) は、放射能が外に出た後のこと (通報等) を記載すると理解で良いのか。国もそのように考えていると理解して良いのか。緩和措置は含まれていないのか。

→法律の定義であり、整理されていると考える。(各社準備されている。)

・国 (規制委員会) が、そのように考えているのか少し疑問である。国は、防災業務計画の確認に係わる視点の内規を作っているが、その中には、SAM (4 層) も書かれているが、その点は JEAG に記載しなくて良いのか。

→ルール的位置づけ (業務計画) では、入れる必要はないと思う。

・規制委員会の考えが分からないが、内規では SA の教育も含まれる、教育と訓練 (SA 訓練) は表裏一体のものであり、国としては、業務計画 (JEAG) に記載するべきと言っていると思う。

・JEAG は 5 層をメインに記載しているが、訓練等で 4 層のことも書かれており、5 層に限定する必要はないと思う。JEAG に 4 層のことを記載するのは問題ないと思うが。

→JEAG は、概念的には 5 層 (事故が起こった後) であり、4 層 (防止、緩和措置) まで記載するとの位置づけは、法令の位置づけも違うのではないかと考える。

・教育と訓練は表裏であり、あるべき論を書くべきではないか。

・JEAG に EAL の概念が入ってくると、EAL で検出系が動いていると検査もあるので、あるべき論で 4 層も含めて書くべきではないか。

→概念として、基本は 5 層であるが 3,4 層をいれるのはやぶさかでないので検討したい。

○議論 3 (距離の基点)

・JEAG は、商用原子炉施設だけでなく、サイクル等も含めるのか

→JEAG は、実用炉であり、その他は適用しても問題ないとのスタンスである。

・基点を敷地境界としても、皆さん問題ないのか

→問題ないとする。問題は周辺都道府県が入るかかどうかだと思う。

・被ばく評価は、敷地境界で考えるのか。

→排気塔で評価している。ただ、法令の 30 km の根拠はないので、決め事だと思う。

・一番近い排気塔との考えはないのか。

→各社調査し、調整したい。

○議論 4 (防災資器材の外観点検)

- ・特にコメント無。

○議論 5 (通報様式の発信)

・福島では、10 条は全電源喪失だったので1 回だけ (サイト) の発信であったが、15 条は、号機ごとに発信したと思うが。

→15 条は号機ごとに出す必要があると考える。国との相談だと思う。

- ・EAL の報告では、違和感がある。
- ・今後の議論が必要、単一機と複数号機で違うと思う。

→国と相談したい。

○議論 6

省略

○議論 7 (事故件名)

- ・最初の特件事象の番号 (件名) を使うのが普通と考えるが、全てにいえるのか。

→案通りとしたいが、国と相談したい。

- ・早く相談してほしい。

○議論 8 (放出予想, 影響予想)

- ・システムは必要であるが、報告は必要ない。

・報告様式はこの案が良いが (予測で防護対策は取らない), モニタリングの計画では、予測は必要ではと考える。情報 (ソースターム) は、共有して行く必要がる。

→モニタリングのためだけでソースタームを出すのは混乱を与えるのではと考えるが、国との相談事項だと考える。

・福島では情報が出せなかったが、ソースタームの情報は活用することでオーソライズする必要がる。

- ・防護対策にも使うことを前提に、国と相談する必要がる。

○議論 9 (EAL に関する教育等)

- ・入れる方向で進むが、国の内規の変更時点と考える。

(4)EAL の設定方法

主査より、資料 30-3-1~3 に基づき、EAL の設定方法の基本骨格の説明があり、各委員、持ち帰り検討して頂き、後日意見を出すこととなった。

(主な質疑, コメント)

- ・最新の資料か

→バージョンを確認する。

- ・本資料は、全て JEAG に別紙で付けるのか

→表現を見直して、JEAG に付ける。

(5)福島事故関係報告書の JEAG への反映

主査より、福島事故の教訓 (緊急時計画, 教育訓練関係) を JEAG への反映について、資料 30-4 で説明があった。

本資料は各委員持ち帰り検討し、JEAG への反映方法の意見を頂くこととなった。

(主な質疑, コメント)

・教訓を入れるとなると、その対応策を入れる必要があるのでは。また、記載の内容の意味が不明な部分もあるが、JEAG に入れるのは難しいのでは。

→前向きに記載が必要であり、その観点で JEAG に入れる方向としたい。

(6)その他

次回，開催日程については，次回分科会開催(2/3)前の1月27日に開催することとなった。

以上